

## テレビ会議システム賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の六の規定により公告する。

令和七年八月二十七日

青森県警察本部長 小野寺 健一

### 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間におけるシステム構築、設定、保守等を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

テレビ会議システム 一式

### 賃貸借期間

令和七年十二月一日から令和十二年十一月三十日まで。ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。

### 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第一百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号（物品等の競争入札参加資格）の

一、令和六年二月十三日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和七年二月十日青森県告示第六十号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてA又はBの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に經營を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして、地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該排除要請が継続している者でないこと。

#### 四

入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

- 1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、三に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

#### 2 提出時期等

- (一) 入札に参加しようとする者は、申請書に関係書類を添えて、令和七年九月五日までに青森県警察本部長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならぬ。
- (二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。
- (三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

#### 3 提出場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課調度係

電話 ○一七一七一三一四二一一

#### 4 入札書の提出場所等

五

#### 1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課調度係

電話 ○一七一七一三一四二一一

#### 2 入札書の提出期限

令和七年十月六日 午前十時五十分

#### 3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部 3階会議室D

令和七年十月六日 午前十一時

六 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第一百三十二条第一項第二号の規程により免除とする。

七 契約保証金に関する事項

賃貸借期間中初年度の契約金額（翌年度以降は各年度の契約金額）の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、その全部又は一部の納付を免除することとし、翌年度以降の各年度についても同様とする。

- 1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- 2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じとする契約を二回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

八 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

九 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

1 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額の一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約期間の

総額のうち四か月分に相当する金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 契約金額

落札価格をもつて令和七年度の契約金額とする。ただし、令和八年度から令和十一年度までの契約金額は、落札価格に十二を乗じた額を四で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とし、令和十二年度の契約金額は、落札価格に八を乗じた額を四で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。